

TOPICS
4

トピックス…④

東京大学で不足払い法施行50年の合同シンポジウム開催

畜産経営経済研究会と酪農乳業史研究会は10月22日、東京大学で合同シンポジウム（「不足払い法」成立から50年－酪農・乳業の過去・現在・将来を考える－）を開催し、昭和41（1966）年の施行から50年を迎えた加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）と、同法に基づき発足した指定生乳生産者団体（指定団体）が酪農乳業の発展に果たしてきた役割と今後の課題について考察した。シンポジウムには酪農乳業関係者約80人が参加した。

1. シンポジウム解題

司会を務めた畜産経営経済研究会の小林信一会長（日本大学教授）は、不足払い法施行から現在までの50年を振り返り、その間のトピックスを紹介するとともに、現在進行中の同法をめぐる改革議論に言及して、「海外では英国のように、指定団体と類似した機能を備える生産者組織を解体した結果、需給などに混乱を招いたケースが多い。この先、市場が混乱することがあれば、『日本人は歴史から学ばない』と言われることになるだろう」と警鐘を鳴らした。

2. 第1講演

シンポジウムでは前田浩史氏（Jミルク専務理事）が、「戦後酪農政策の成立と不足払い制度の構造」をテーマに講演した。戦後の酪農振興政策（昭和29年「酪農振興法」、同33年「酪農振興基金法」、同36年「畜産物の価格安定等に関する法律」）は、相次いで機能不全に陥った。このような状況のなか、不足払い法は、生産者補給金の交付による①加工原料乳の不利の補正、②生乳の需給調整、③生乳流通機構の合理化・近代化、④市場と関連付けた合理的価格の形成（加工原料乳価格水準の抑制、飲用原料乳価格の高位安定）、⑤畜産振興事業団（現農畜産業振興機構）の輸入・市場調整による乳製品貿易の国家管理、⑥乳製品の市場調整などを目的に施行されたと解説した。

また前田氏は、内閣府の規制改革推進会議が性急に検討を進めている指定団体制度の抜本的改革について、「（改革に伴う）マーケットの変化や関係者への影響をしっかりと精査する作業が重要。今回の改革議論では、その姿勢が欠けている」と指摘した。

さらに、10月10日から13日に実施した英国現地調査の成果として、「MMB解体は、一部の酪農家による不満が一つの動機となって行われたが、用途別価格から単一価格となった乳価は国際市場などの影響を強く受けるようになり、一時3割以上急落した。その後も短期間に大

きな変動を繰り返しており、ミルクサプライチェーンの安定という点で、消費者、小売業者、乳業者、そして酪農家にも望ましい姿にはなっていない。政府は『競争を促し、酪農と乳業の体質を強化する』ことを目指したが、多くの英国の乳業者は外国資本の乳業者に市場を明け渡し、酪農生産の効率化はそれまでも想定した範囲で、MMB解体による効果は産まれていない。そうした経験を踏まえると、現在でもMMBが望ましい仕組みであったと考えている」という、英国を代表する乳業団体Dairy UKの政策部長であるピーター・ドーンソン氏による酪農制度改革の評価を紹介した。

3. 第2講演

続いて、林克郎氏（関東生乳販連元常務理事）は、「日本酪農の発展と指定生乳生産者団体の変遷」をテーマに講演した。林氏は、指定団体での実務経験を踏まえて、同制度の重要性を解説した。

指定団体制度のない世界は想像できないとして、「50年かけて、乳業と指定団体の取引関係は理想に近づいている。指定団体制度の廃止によって、不足払い法定前の乳価不安定の時代に戻さないためには、生産者の理解と団結によって守るのではなく、さらに指定団体を統合して機能を充実させることが必要である。この仕組みがあるから、インサイダーのあらゆる経営形態の酪農家も、アウトサイダーの酪農家も経営が成り立つ」と結論づけた。

また、規制改革推進会議における指定団体廃止論に対して、「現行の指定団体制度を中心とする国の施策によって、経営が安定する酪農家、生乳が安定供給される乳業者、価格や供給量が安定する販売業者、適正価格や安全が担保される消費者、7,000億円市場の酪農産業を数百億円でコントロールできる行政など、あらゆる面でより良い仕組みであり、既得権益などはどこにもない」と疑問を呈した。